

さ情審査答申第179号
令和2年1月8日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年11月21日付けで貴職から受けた、「桜環境センターホームページにある©さいたま市桜環境センターとする理由のわかるもの」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年8月15日付け環施環施第1184号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対して実施機関が行った本件処分を取り消し、文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

指定管理者との協定に基づき本件請求による文書を開示せよ。

弁明書によれば、すでにホームページからは©さいたま市桜環境センターの表記は削除されているとなっているが、それならば、削除されたことを情報提供してくれてもよかったのではないか。

ホームページの運営やその他を指定管理者にまかせるだけでなく、現場に出向くなどして監視を厳しく行って欲しい。

指定管理者が、ホームページに市の写真を使用するならば、©さいたま市

と写真に表記する方法もあるのではないか。掲載許可や利用許可があった方がよい。また、ホームページの管理者責任が指定管理者になるならば、表記については、十分検討し、さいたま市としての判断をしてほしい。

著作権については、損害賠償を請求されるような大きな問題になりかねない。過去にも、さいたま市で問題になっている事案も発生しているので、十分注意して欲しい。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件審査請求に係る処分の内容は、平成28年8月2日付けで開示請求のあった行政情報「桜環境センターホームページにある©さいたま市桜環境センターとする理由のわかるもの」について、当該行政情報に係る文書が不存在であることから、行政情報不開示決定としたものである。
- 2 当該開示請求は、桜環境センターの指定管理者である株式会社Aが作成・開設した、さいたま市桜環境センターのホームページについて、そのページの下部に記載している著作権表記の著作者として、当時、「©さいたま市桜環境センター」とあったことから、その表記を見て、その理由を示すものとして請求されたものである。
- 3 ホームページ上の著作者の記載については、必ずしも表記しなければならないものではないが、悪用防止のために指定管理者の判断で記載したものである。しかしながらホームページは指定管理者である株式会社Aが作成・開設したものであるため、著作権法上の著作者は権利の譲渡がない限り、株式会社Aであり、当該表記は正確な表記とは言えないものであった。実施機関は、本件開示請求を受け、指定管理者に修正を求め、現在のホームページ上の表記は「©株式会社A」となっている。
- 4 さいたま市桜環境センターホームページは「さいたま市新クリーンセンター整備事業要求水準書(平成21年7月3日)」(以下「要求水準書」という。)第Ⅱ編 維持管理・運營業務編4. 2. 9広報宣伝 に基づき、特別目的会社(指定管理者)である株式会社Aが独自に作成・開設しているものであり、実施機関は作成に関わっていない。したがって、実施機関には当該ホームページの作成・開設に係る文書は作成及び取得していないため、不存在による不開示決定としたものである。
- 5 ホームページの作成・開設を行っている、株式会社Aからは、掲載にあたっての理由を示す文書は存在しない(作成していない)と口頭での報告を受けているほか、当時の作成担当者からは「ホームページの内容が、さいたま

市が所有する桜環境センターであること、また、写真等がさいたま市から提供されたものであることなどからこのような表現とした。」との報告を受けており、作成・開設時の確認洩れから当該記載となったものと考えられる。

- 6 審査請求人は、「桜環境センターホームページにある©さいたま市桜環境センターとする理由のわかるもの」について指定管理者との協定に基づき開示せよと主張しているが、上述したとおり、実施機関及び指定管理者（株式会社A）において、開示請求に係る行政情報は作成しておらず、文書不存在のため、不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年8月2日に開示請求を行った「桜環境センターホームページにある©さいたま市桜環境センターとする理由のわかるもの」である。

実施機関は本件開示請求に対し、該当する文書を保有していないことから、不存在による不開示決定を行ったところ、審査請求人は処分を不服として処分の取消しと請求した情報の開示を求めて本件審査請求を行った。

2 本件処分の当否について

- (1) さいたま市桜環境センターは、ごみ処理施設のほか、リサイクルセンターや環境啓発施設、余熱体験施設などが整備された公の施設である。さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例（平成22年条例第42号）第18条では、「市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに、余熱体験施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。」と規定しており、株式会社Aは、この規定に基づき議会の議決を経て指定された指定管理者である。
- (2) 実施機関の説明によると、桜環境センターのホームページは指定管理者である株式会社Aが、要求水準書第Ⅱ編 維持管理・運營業務編4. 2. 9 広報宣伝に基づき独自に作成・開設したもので、実施機関は作成にかかわっておらず、当該ホームページの作成・開設に係る文書は作成及び取得していないとのことである。また、ホームページ上の著作権表記は義務付けられてはいないが、たしかに「©さいたま市桜環境センター」という表記は誤りであり、株式会社Aに対して修正を求め、現在は正しく「©株式会社A」と表記されているという。
- (3) 当審査会において、要求水準書の該当部分を確認したところ、管理・余熱体験施設の利用促進を図るため、積極的かつ効果的に、広報・宣伝活動

を行うこと及び管理・余熱体験施設の各種情報を含んだホームページをインターネット上に開設し、随時更新を行うことが明記されていた。そうすると、当該ホームページの開設及び運用は、株式会社Aが要求水準書に基づき行うべきものであり、株式会社Aによる誤表記の理由がわかる行政文書を実施機関が保有しないことに不合理な点はない。

したがって、実施機関の文書不存在を理由とする行政情報不開示の判断は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年11月21日	諮問の受理（諮問第435号）
②	令和元年 5月23日	審議
③	同 年 10月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 12月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)